

委託契約書 (案)

島根県（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）とは、警察車両メンテナンス業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託の内容）

第1条 委託者は、警察車両メンテナンス業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託業務の処理方法）

第2条 受託者は、別添「警察車両メンテナンス業務仕様書」により、委託業務を処理しなければならない。

2 受託者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、委託者の指示を受けるものとする。

（委託料）

第3条 委託者は、委託業務に対する委託料として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を受託者に支払う。

2 前項の委託料の各会計年度における支払金額（以下「支払金額」という。）は次のとおりとする。

令和7年度	金	円	
		（うち消費税額及び地方消費税の額	円）
令和8年度	金	円	
		（うち消費税額及び地方消費税の額	円）
令和9年度	金	円	
		（うち消費税額及び地方消費税の額	円）
令和10年度	金	円	
		（うち消費税額及び地方消費税の額	円）

（委託期間）

第4条 契約期間は、契約締結日から令和10年9月30日までとする。

2 委託業務期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。

（契約保証金）

第5条 (A) 受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は、免除する。

(B) 受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は、金 円とする。

（委託業務完了報告）

第6条 受託者は、毎月の委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を委託者に提出しなければならない。

（実施確認）

第7条 委託者は、前条の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内又は各年度の3月31日のいずれか早い日に委託業務の実施の確認を行わなければならない。

2 受託者は、前項の確認の結果、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再確認を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第8条 委託者は、委託料を別添分割支払表のとおり36回に分けて受託者に支払うものとする。

2 受託者は、前条の委託者による業務実施確認を受けた後、支払請求書を毎月の業務完了後、速やかに委託者に提出するものとする。

3 委託者は、前条の検査を終了した後、受託者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞)

第9条 受託者は、正当な理由によらないで第4条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、委託者が委託業務の未履行部分に相当する委託料相当額として定める額に対し年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。第2項及び第3項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 委託者が第7条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、委託者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

(契約内容の変更等)

第11条 増車、減車及び更新（以下「更新等」という。）によりメンテナンス対象車両が変更した場合については、次のとおりとし、委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

(1) 増車 委託料を加算する。

(2) 減車 委託料を減算する。

(3) 更新 自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税について精算する。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、委託者と受託者とが協議して定める。

(協議解除)

第12条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第13条 受託者は、正当な理由によらないで委託業務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第14条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受託者が、委託者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき

(2) 受託者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき

(3) 受託者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

(4) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき

(5) 受託者がこの契約に違反し、委託者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき

(6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき

(7) 受託者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

2 委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

(違約金)

※第5条で（A）を用いる場合

第15条 受託者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の10分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、

受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 委託者は、前条の規定により、この契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

※第5条で（B）を用いる場合

第15条 受託者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 委託者は、第5条の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。
3 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

（権利の譲渡等）

第16条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第17条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（費用負担）

第18条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

（協議）

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、委託者及び受託者が両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 島根県松江市殿町8番地1
島根県
島根県警察本部長 中村 振一郎

受託者

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。また特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を含む。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

（責任体制の整備）

第6 乙は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（再委託）

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行き、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業

務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託を行う業務の内容
- (4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
- (5) 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容
- (6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4 乙は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

第9 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還、消去及び廃棄)

第11 乙はこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報又は乙自らが取得した個人情報記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、甲の指定した方法により直ちに甲に返還、消去又は廃棄するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

第12 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

(漏えい等事案が発生した場合の対応)

第14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、

直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

3 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第 15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 16 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害が発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

暴力団排除に係る特記事項

(基本的事項)

- 第1 受託者は、島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）の基本理念に基づき、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(下請等からの排除)

- 第2 受託者は、本契約に係る業務の下請又は再委託（受託者が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を関与させてはならない。

(契約解除)

- 第3 委託者は、受託者又は本契約の下請負人が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）第4条第1項の規定により入札等排除措置対象者に指定された場合は、本契約を解除するものとする。

(不当介入等への対応)

- 第4 受託者は、本契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は下請等への参入の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、委託者に報告するとともに警察に通報しなければならない。
- (2) 受託者は、本契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ちに警察に通報するとともに受託者に報告するよう指導を行わなければならない。
- (3) 受託者は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、委託者と協議しなければならない。
- (4) 不当介入等を受けた受託者又は下請負人が、上記(1)又は(2)の報告及び通報を怠ったと認められるときは、委託者は受託者に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。